

高木菜那選手

1500mW MS TP

15日、チームパシユートに出場した高木菜那、美帆両選手は、準決勝を危なげなく勝ち上がり、金メダル

チームパシユート

銀

高木美帆選手は、13日開催の女子500mでも銀メダルを獲得し、オリンピックラウンダーとしての強さをアピールしました。

女子500m

銀

した。高木菜那選手も8位入賞を果たします。今大会で日本選手団の主力を務めている高木美帆選手。開会式当日に「日本選手団全員がこの日を待ちわびたと思う。最後まで全員が戦い抜けることを強く願う。」と語った強い意気込みのとおりに、日本選手団を結果で鼓舞します。

をかけた決勝では、今シーズン絶好調のカナダチームと対戦します。

決勝レースのスタートの合図が鳴ると、日本チームはすぐさま一糸乱れぬ隊列を組み、安定した滑りでカナダチームからリードを奪い、優位にレースを進めます。

しかし、後半にカナダチームに追い上げられ、惜しくも銀メダル。オンライン応援の会場も一瞬、ため息が漏れましたが、すぐさま両選手の健闘をたたえる拍手が湧き起こりました。

これで、チームパシユートは前回の平昌オリンピックに続いて2大会連続のメダル獲得となりました。

女子1000m

金

17日は女子1000mに高木美帆選手が出場。高木美帆選手にとって、初めてのオリンピック参加となっ

たバンクーバーでも出場した種目です。高木美帆選手は13組に登場すると、スタートから攻めの滑りで一気に加速。ラスト1周までそのスピードを保ちゴール。記録はオリンピック記録を更新する1分13秒19でこの時点でトップに立ちます。その後の2組も高木美帆選手のタイムを上回ることができず金メダルが決定。この日もオンライン応援が行われ、金メダル確定の瞬間には会場やパソコンの前から大きな歓声や拍手が湧き起こりました。レース後に応援会場で、帯広南商高時代の恩師である東出元監督が語った「中学3年生の時に出場したバンクーバーでは35位だった。それが今は金メダル。とんでもない努力だったと思います。」と語った言葉が印象的でした。

高木美帆選手金メダル獲得おめでとうございませ

高木美帆選手

金

メダル

女子1000m



北京2022オリンピック

写真：AFP=時事

2月2日から20日にかけて開催された北京2022冬季オリンピック。連日、氷上や雪上で熱戦が繰り広げられ、幕別町出身でスピードスケート日本代表の高木菜那選手、高木美帆選手が出場。17日開催のスピードスケート女子1000mでは、高木美帆選手が金メダルを獲得しました。

女子1500m

銀

高木美帆選手

開会式の翌日、2月5日には、高木美帆選手が女子3000mに出場し、結果は6位入賞。「悔いの残るレースだった。」と本人は語っていましたが、初めて滑るリンクの感触をこのレースでつかみ、今後に期待がかけられます。7日には、高木菜那、美帆両選手が競技に挑みます。高木美帆選手にとっては、自身が世界記録を保持している得意種目、女子1500m。

この日は「北京2022オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」主催のオンライン応援が開催され、インターネットを通じて熱い応援を送りました。

高木美帆選手

500mW 1000mW 1500mW 3000mW TP

10組で登場した高木菜那選手は不運なレース展開となりましたがこの時点で2位のタイム、応援会場に集まった実行委員からも大きな拍手が湧きます。

しかし、12組で滑ったこの種目でこれまで2個の金メダルを獲得しているオランダのポスト選手がオリンピック記録でゴール。最終組に登場した高木美帆選手も懸命な滑りを見せましたが、惜しくも届かず2位。この競技で2大会連続の銀メダル獲得となりま



BE
OL

使用料 手数料

の見直しに関する基本方針

町では、「第4次行政改革大綱」における推進項目としている、「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を行うべく、令和3年1月29日に幕別町使用料等審議会に諮問し、12月3日に答申をいただき、この度「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定しました。

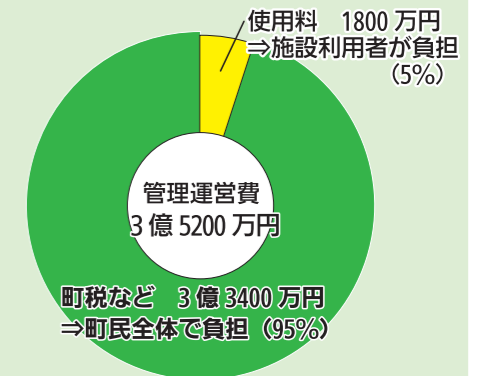
◎使用料・手数料見直しの考え方

町が提供する公共サービスは、広く町民の皆様から徴収した税金により賄われていますが、全てを税金で賄うと、サービスを受ける方と受けない方との不公平が生じることから、サービスを受ける方に一定の費用等の負担をお願いしようとするものです（受益者負担の原則）。

現在、多くの使用料・手数料については設定以降、物価等の上昇により費用は増加していますが、全般的な見直しがなされていないことから、使用料・手数料の算定方法を明確化（ルール化）することで料金の適正化を図り、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定しました。

なお、この基本方針を基に各施設の使用料及び手数料の改正について、令和4年3月に開催されます第1回町議会定例会に提案する予定です。

見直し対象施設の管理運営費の現状
(令和元年度決算)



使用料

1 見直しの適用範囲
基本方針における見直しの範囲は、公共施設のうち、誰でも利用が可能で、かつ、使用に伴う光熱水費等の経費と使用料の関係において、統一的な算定方法により料金設定することが可能な施設とします。【表1】

このことから、公営住宅など法令等により一定の基準が示されている施設、町営牧場、幼稚園、学童保育所など役務やサービスの提供が伴う施設及び独立採算を前提とするスキー場などについては、適用除外とし、それぞれ施設

の目的、性質等に応じて、個別に使用料を見直しします。なお、パークゴルフ場については、負担の公平性・公正性の観点から、基本方針とは別に使用料等負担の在り方について引き続き検討します。

【表1 見直し対象施設】

コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、まなびや、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園体育施設、札内スポーツセンター・テニスコート、忠類体育館、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、白銀台スキー場宿泊ロッジ、ナウマン公園キャンプ場、農業担い手支援センター（宿泊室を除く）、ふるさと味覚工房、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター、ふれあいセンター福寿（生活支援ハウスを除く）

2 算定方法の明確化
利用者の皆様に「負担いただく使用料は、次の基本算定式により算出します。」
基本算定式
使用料 = 原価 × 受益者負担割合

3 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理
公共施設には、町民の日常生活に必要で、市場原理によつてはサービス等が提供されにくい施設から、民間でも類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、受益者負担の原則のみに基づき使用料を設定することは困難であるため、施設を2つの性質に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定します。【表2】

「**必要性の高い施設**」日常生活上、ほとんどの加盟団体（それぞれの団体に登録している団体を含む）、または、町に利用登録している団体は各施設ごとに月6回を限度とする。
※予約が重複した場合は利用調整、または抽選による。
○その他の団体
使用月の3か月前の1日から予約可能。
④使用料の納付とキャンセル時の取り扱い
使用料は、使用日当日までに納付することとし、納付された使用料は原則返還しません。

【表2 公共施設使用料の性質別分類一覧】

高	必要性	市場性	低
			高
<p>〔第1分類〕 受益者負担 50% 公費負担 50% (例) 近隣センター、町民会館、札内スポセン、保健福祉センター 他</p> <p>〔第2分類〕 受益者負担 100% 公費負担 0% 白銀台スキー場ロッジ ナウマン公園キャンプ場</p>			

公益的な活動を行う団体の活動支援や施設の利用促進などに一定の効果はありますが、負担の公平性・公正性を確保する観点から、適用を限定します。
また、施設間で減額・免除の対象者となる年齢や減額率などにばらつきが見られるため、これまでの基準を検証し、減額・免除の統一基準を設定します。【表3】

5 適用範囲の特例
行政区の区域内で行われる地域コミュニティ活動（公区长連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブ等、複数の行政区による地域コミュニティ活動を含む）で、行政区ごとに定められた公共施設を使用する場合に限り、基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。

6 その他の基準
①営利目的で使用する場合
販売や契約など、営利目的で使用する場合の使用料は20割を加算します。
②入場料等を徴収する場合
次のとおり使用料を加算します。
入場料等1000円以下 5割加算
入場料等1000円超 10割加算
入場料等3000円超 15割加算

③予約の開始時期
施設予約の開始時期については、次のとおり取り扱いします。
○大会や公演で使用する団体
使用月の1年前の1日から予約可能
※全国、全道規模の大会や公演などで使用する場合は、これより先に予約可能。
○定期利用団体
使用する四半期の4か月前の1日から中旬までの期間で優先予約を受付する。
※優先予約については、町文化協会加盟団体は各施設ごとに月3回を限度、町体育連盟

人が必要とするサービスを提供する施設
生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受ける施設
〈市場性の高い施設〉
市場原理により、民間でも提供可能なサービスを提供する施設
〈市場性の低い施設〉
市場原理では提供されにくく、主として行政が提供する施設

4 減額・免除基準の整理・統一化
使用料の減額や免除は、

【表3 減額・免除基準】

○団体等利用にかかる基準	
町が自ら使用する場	免除
町内の保育所・幼稚園・小中学校および高等学校（特別支援学校を含む）において、町が認める行事のために使用する場	免除
町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校および高等学校（特別支援学校を含む）の部活動において、本来の目的のために使用する場	免除
町が構成員となっている団体および町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的および活動内容のために使用する場（親睦団体を除く）	免除
法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場	免除
町が共催する行事のために使用する場	免除
社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場	免除
○個人利用にかかる基準	
中学生以下の方が利用する場	免除
高校生が利用する場	免除
障がいのある方が利用する場（及び介助者1名まで）	免除
○町長などが特に必要と認める基準	
災害対応など、公共性・公益性が非常に高く真にやむを得ない場合に限定します。	

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
キャンセル料なし						
6	7	8	9	10	11	12
14日前から8日前まで：使用料の5割						
13	14	15	16	17	18	19
7日前から前日まで：使用料の8割						
20	21	22	23	24	25	26
全額負担						
27	28	29	30	31		

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」 パブリックコメントの結果を公表します

令和3年2月9日から2月28日の期間で実施しました「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」についてのパブリックコメントに対しまして、42人から延べ70件のご意見が寄せられました。

本パブリックコメントの実施結果では、寄せられたご意見をそれぞれ基本方針（案）の該当する部分ごとに分け、同様のご意見についてまとめて掲載しておりますが、紙面の都合から全てのご意見は掲載しておりません。掲載以外のご意見につきましては、町ホームページからご確認ください。ご意見の要旨及びご意見に対する町の考え方については、次のとおりです。

☎政策推進課（☎ 0155-54-6610）

HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/chosei/kouhou/publiccomment/index.html>



A	意見を受けて案を修正するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

意見の要旨	意見に対する町の考え方及び修正内容
<p>【見直しに賛成する意見】</p> <p>○老人福祉センターの利用者はほとんど同じメンバーであり、限られた町民だけが利用する施設は有料にするべきです。たとえ100円でも。施設も老朽化して修繕費もかかります。有料化は当然だと思います。</p> <p>○今はどこも使用料がかかります。見直しには賛成です。（ほか2件）</p>	<p>公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めることとしております（受益者負担の原則）。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>【見直しに反対する意見】</p> <p>○施設の有料はしないでほしいです。</p> <p>○老人福祉センターは現状維持（無料）で。老人にとって絶対必要な施設です。医療費の減少にもなっていると思います。</p> <p>○忠類は文化面の参加が多い街です。老後の楽しみとして、地域の高齢化を遅れさせられるとても良いことです。それも無料で使える場所があるからです。有料化反対です。</p> <p>○町民が文化、趣味、健康増進のために使用している施設を有料にするのは反対です。文化やスポーツに対する町の姿勢が問われます。町の評価が下がります。</p>	<p>公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めることとしております（受益者負担の原則）。</p> <p>このことから、現在、使用料が設定されていない施設においても、管理運営費（光熱水費、人件費等）がかかっていることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担をお願いすることとしております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>【高齢者に対する減免を要望する意見】</p> <p>○高齢者人口の占める割合が年々増加し、高齢者の健康増進についても意を用いられていることは存じますが、老人福祉センターの活用は益々必要不可欠な施設であると考えます。町としても行政改革大綱を定められていることは当然であります。これまでの成果から考え入浴無料で運営されますことを希望します。</p> <p>○年金が減額されようとしている中で、使用料までかかるとなれば、気軽に声を掛け合って趣味を楽しむことも出来なくなり、引きこもりになると運動機能が低下したり、認知症の発症リスクを高めることも考えられるため、高齢者の免除を是非お願いいたします。</p> <p>○免除までは要望いたしません。高齢者割引など、条件付きで割引などを検討いただければ幸いです。（ほか5件）</p>	<p>公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めることとし、使用料の見直しを図ります（受益者負担の原則）。</p> <p>このことから、負担の公平性・公正性を確保する観点から減免基準の見直しを行い、高齢者の方についても一般と同じ使用料をご負担いただくこととしております。</p> <p>なお、公区長連絡協議会、子ども会育成連絡協議会及び単位老人クラブ等の活動につきましては、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動と同様の取扱いとして適用範囲の特例を準用し、会員が所属する行政区に対応する公共施設を使用する場合に限り、使用料を免除いたします。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は次のとおり予定しています。

新料金の適用時期
令和4年10月を予定

- 使用日の14日前から8日前までにキャンセルを申し出た場合、使用料の5割
- 使用日の7日前から前日までキャンセルを申し出た場合、使用料の8割
- ※予約を後日に変更する場合も、変更前の予約を取り消す必要があることから、キャンセル料をお支払いいただきます。
- ⑤ 冷暖房加算
設定されている冷暖房期間中でも冷暖房を使用しない場合があり、また、冷暖房に係る光熱水費は施設使用料に含まれているため、原則として冷暖房に対する加算は行いません。
- ⑥ 付帯設備・備品などの物品の使用料
備品の管理費は施設使用

手 数 料

料に含まれているため、百年記念ホールのホール等で使用する一部の備品を除き、原則として使用料はご負担いただきません。

1 見直しの適用範囲
基本方針における見直しの範囲は、手数料のうち、提供する役務に要する経費（人件費等実費相当額）と手数料の関係において、統一的な算定方法により料金設定することが可能なものとなります。【表4】

このことから、戸籍等交付手数料など法令等により料金が決められているもの、水道事業等地方公営企業法に基づき、独立採算を運営原則とするもの、北海道からの権限移譲の際に標準手数料（参考単価）等が示されているもの及び近隣自治体と均衡を図り決定している建築関係手数料などについては、現行どおり、それぞれの目的、性質等に

【表4 見直し対象手数料】

地籍図等交付手数料、地籍図等閲覧手数料、情報公開等の写しに要する費用、税関係証明手数料、印鑑登録関係手数料、身分に関する証明手数料、不在籍証明手数料、住民基本台帳閲覧手数料、戸籍の附票謄抄本交付手数料、住民票謄抄本交付手数料、不在証明手数料、介護保険料等納付証明手数料、し尿処理手数料、一般廃棄物処理業等許可申請手数料、現況証明手数料、嘱託登記手数料、その他の証明書等手数料、その他地図・図面等の写しの交付手数料

2 算定方法の明確化
町民の皆様には負担いただく手数料は、手数料算定の積算根拠を明確にし、その原価の在り方等の基本的な考え方を整理する必要があり、ことから、次のとおり見直します。

見 直 し

定期的な見直し
地方公共団体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、使用料・手数料の基本算定式による計算は毎年行い、現行料金と比較して概ね20%以上の乖離が生じている場合、見直しを行います。

激変緩和措置
令和4年10月1日
～令和7年3月31日
5割減額

徴収している場合を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6カ月の間は使用料を5割減額します。

激 変 緩 和 措 置

使用料の見直しに伴う負担の急激な増減を抑制するため、次のとおり激変緩和措置を設けます。

① 現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度（100円の場合のみ2倍を限度）、また、現行料金が無料のときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度（最低料金は100円）として、段階的に見直します。

② 葬儀、営利目的などでの使用及び町民以外または町外団体の使用など、現在も減免の適用がなく使用料を

本算定式を設定します。
基本算定式
手数料＝原価

※原価とは…人件費のほかに、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費など、手数料に関する事務に直接的に必要な経費が含まれます。

3 減額・免除
手数料については、それぞれ目的や性質等が異なり、行政サービスごとに性格に沿った減免措置が必要であることから、現行どおり、それぞれの条例の規定において取り扱います。

意見の要旨	意見に対する町の考え方及び修正内容
<p>【文化協会・体育連盟等各種団体に対する減免を要望する意見】 ○他市町村でも有料化の動きがあり、致し方ない部分はあると思いますが、すべて有料化というのは納得できません。それでは文化協会はどうなるのでしょうか。解散に追い込まれるのが目に見えますが、どのようにお考えなのでしょうか。できれば現状維持でお願いしたいですが、せめて3割負担などのなんらかの軽減措置が必要と思います。でなければ、幕別町の町民文化は廃れていくことになると思います。それとも文化協会は不要なので、町でなんらかの対応をするということなのでしょうか。 ○アマチュアの社会人の文化、スポーツ団体の育成維持発展の観点から、札内スポーツセンターや幕別農業者トレーニングセンター、各コミセン等においても、今利用している団体の週一度2時間程度の無料使用を確保して頂けるよう特段の配慮をお願いいたします。 ○文化協会団体の活動は忠類地域において、地域の文化芸術発展に深く貢献しており、地域住民の方々にも良い影響を与えていると確信しております。コンサートホールなどない忠類では、文化協会団体の活動を見たり聴いたりすることにより、豊かな人生を送れると思うからです。体育協会団体の活動も然りです。無料であることが一番ですが、それが無理ならば減免の拡充をお願いいたします。(ほか17件)</p>	<p>日頃より施設を利用いただいている各種文化団体、体育団体の皆様には、本町の文化・スポーツ振興に多大な貢献をいただいておりますことをお礼申し上げます。 公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めることといたしました(受益者負担の原則)。つきましては、現行で使用料が免除されている団体においても、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定した使用料により、その応分の管理運営費に当たる使用料を負担いただくこととしております。 しかしながら、いただいたご意見を踏まえ、町の文化・スポーツの普及振興の一翼を担っている、文化・スポーツ団体等を支援するため、発表会や展示会等については、年3回を上限に、町が共催することにより使用料を免除するとともに、活動が円滑にできるよう、施設の予約についても優先予約を行うこととします。</p>
<p>【後援等に対する減免を要望する意見】 ○各種大会となると使用料も跳ね上がり、開催困難となる可能性もあるので、町の後援等頂いた場合の減免率を上げていただきたい。</p>	<p>貸室等の使用料は、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定しているため、大会等で長時間使用する場合においても、公平性・公正性を確保する観点から、その応分の使用料を負担いただくこととしております。なお、町が共催する行事のために使用する場合の使用料は免除と設定しております。</p>
<p>【高校生の個人利用料金に対する意見】 ○個人利用の高校生が一般の3割減とありますが、親にとってこの前後がとてもお金のかかる時期です。一般料金の設定にもよりますが、無料か3割負担くらいでいいのではないのでしょうか。 ○小、中、高校生は無料とし、一般は有料で。</p>	<p>高校生の個人利用にかかる使用料については、他自治体の類似施設等の使用料を参考に、「一般料金の3割減額」と設定しておりましたが、いただいたご意見、さらには幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。」と規定していることから、「一般料金の3割減額」から「無料」に修正することといたします。 また、団体等にかかる使用料についても、「町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合」は免除と設定しておりましたが、町内の高等学校を対象に加え、「町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校(特別支援学校を含む)」において、町が認める行事のために使用する場合」に修正することといたします。</p>
<p>【使用料の還付に係る意見】 ○これまでの傾向として、全額免除は安直な予約による空振り予約の一因にもなっています。予約者のモラル・意識の問題ともいえますが、真に施設を必要とする人たちにとって不利益が生じないようルールの徹底を望みます。</p>	<p>施設の予約は現行の午前・午後等の区分から、施設を有効に利用できるよう、1時間単位の予約へ見直します。 また、現在、各条例におきまして、納付された使用料は原則還付しないこととしておりますが、施設の稼働率を確保するため、新たにキャンセル時の使用料の取扱いを定めることといたします。</p>

意見の要旨	意見に対する町の考え方及び修正内容
<p>【低廉な料金設定を求める意見】 ○有料化するとしても、各団体の組織が持続可能な低廉な料金設定をお願いいたします。有料化により、町民の文化の向上や、体力の維持向上に貢献してきた各団体が消滅しないように、重ねて要望いたします。 ○文化団体で負担増が見込まれ、それにより文化協会を脱退することが予想され、地域文化振興の妨げとなり、衰退することに繋がる。料金を負担することは理解できるが、現行が無料で使用していることもあるので、料金を低額に設定してほしい。 ○私たちは自分たちで好きな歌を思いっきり歌い、合唱を楽しんできました。地域の老人ホーム、デイサービス、保育所、シーニックカフェ等でも披露してきました。忠類ナウマンの里や幕別町歌など地域に根差した歌も歌い継がれていくよう普及に務めてまいりました。会員は高齢化してきましたが、今後益々自分たちの健康のため、そして地域に明るい歌声を届けるよう活動していきたいと思っております。使用料がかかるのは当然のことと思いますが、少しでも安い料金で借りられるよう考えてはいただけませんか。忠類から文化芸術の灯を消さないためにも少しでも安い料金で借りられますよう熟慮していただきたいと思っております。(ほか3件)</p>	<p>使用料の設定については、施設を使用する方と使用しない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から、統一的な計算方法により使用料を算定し、一定の費用等の負担を求めるとしてあります。 ただし、町民負担の急激な上昇を防ぐため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度とする激変緩和措置を設けています。 なお、人件費や管理運営費などを行政コストとして捉え、使用料を算定することとしているため、経費節減を進めることが、結果として使用料の低減につながることから、今後とも業務の見直しなどの経費節減に取り組んでまいります。 また、新料金の適用に当たり、営利目的等や町外の方が利用する場合を除き、令和4年10月1日(予定)から令和7年3月31日までの2年6か月の間、町民の負担軽減を図るべく、使用料を5割減額することとします。</p>
<p>【パークゴルフ場の有料化を求める意見】 ○町外のパークゴルフ場使用者は有料とした方が良いです。 ○札内川の河川敷にあるパークゴルフ場は帯広からもきていますし、百年記念ホール近くのところは、十勝川温泉にきた旅行者等がバスを横付けして利用しています。このようなところは有料にした方が良いと思います。 ○パークゴルフ場は管理費が大変だとお聞きし、他町村からの利用者が多いとのことなので、ためらわず管理費代金を利用者からもらって穴埋めしてください。 ○施設の有料はパークゴルフ場の有料の方が先だと思いません。幕別以外の人が多いからです。(ほか4件)</p>	<p>パークゴルフ場の使用料につきましては、徴収管理面から、個人利用にかかる使用料は現行どおり設定せず、団体の「大会等使用に限る」場合のみ、新たに使用料をお支払いいただく施設として、当初検討しておりました。 しかしながら、団体予約をして使用料をお支払いいただいても、他の施設とは異なり、占有しての利用ができないこと、さらには、団体予約をせず、利用することも可能であることなどから、個人・団体利用を問わず、使用料見直しの適用範囲から除外することとします。 なお、パークゴルフ場の使用料につきましては、負担の公平性・公正性の観点から、基本方針(案)とは別に使用料等負担の在り方について引き続き検討してまいります。</p>
<p>【ナウマン公園キャンプ場の有料化を求める意見】 ○町外の人が多く利用しているキャンプ場が無料なのは納得できない(水、電気、トイレ、ごみ)。</p>	<p>ナウマン公園キャンプ場については、施設を使用する方と使用しない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から、現行の無料から使用料を見直すこととしておりますが、使用料については、新たに発生する管理費用等を含め算定いたします。</p>
<p>【算定方法に係る意見】 ○利用者全体を考えると、当初の軽減措置等の考慮が必要と思われる。</p>	<p>使用料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度とすることとしております。また、現在、使用料を無料としている町民及び町内の各種団体については、いただいたご意見を踏まえ、急な負担増を防ぐため、令和4年10月1日(予定)から令和7年3月31日までの2年6か月の間、使用料を5割減額する激変緩和措置を設けることといたします。</p>